

1. 【申請の条件】

Q1-1. 更新にあたっては、【実践】と【実績】の両方の条件をクリアしなくてはならないという事でしょうか？

A. 両方の条件をクリアする必要があります。「診療看護師(NP)資格認定の手引き」2. 申請資格2)を参照してください。

Q1-2. 要項に記載されている 2000 時間ですが、これは「2000 時間/5 年間」という理解でよろしいでしょうか？

A. はい。前回の認定後から今回の更新申請までの過去 4.5 年間の合計時間になります。「診療看護師(NP)資格認定の手引き」 2. 申請資格2)を参照してください。

2. 【申請書の書き方】

Q2-1. 様式1の「認定証番号」とは、合格証の番号のことでしょうか？

A. はい。「認定証番号」欄には「合格証の登録番号」を記入してください。「診療看護師(NP)資格更新手引き」 申請書類の作成上の注意事項1)(3)を参照してください。

(

Q2-2. 様式1で該当の欄はチェック(✓)でしょうか、塗りつぶしでしょうか？

A. どちらでも構いません。

Q2-3. 結婚で住所が変わるが手続きは？

A. 更新申請の際、新しい住所を記載してください。姓が変わる場合は、申請書と一緒に改姓届を提出してください。改姓届は、日本NP教育大学院協議会ホームページ 各種申込 改姓手続 に掲載しています。

Q2-4. 様式5の記入についてですが、様式4の実績ごとに様式5の用紙をつけるのでしょうか？

A. はい、実績ごとに様式5を付けてください。
様式4の「証明資料番号」と様式5の「資料番号」が一致するように記入してください。

Q2-5. 提出を要する証明資料(コピー)は1点となっていますが、証明するためどうしても2点以上になる場合が数件あります。その場合は、どうしたらよいのでしょうか？

A. 証明のために複数必要であれば、お手数ですが複数の資料提出をお願いします。なお、関連資料には右上に番号を付けてください。

(例) 勤務証明書でしたら、「様式3」の上の空いている場所に「No.1」「No.2」と記入し、ホッチキスでまとめてください。

Q2-6. 申請書の提出は、「簡易書留」で提出するようになっていますが、送付用の封筒にレターパックを使用しても良いのでしょうか？

- A. 「簡易書留」で提出いただくのは、提出書類の紛失を避けるためです。
これと同等のサービスが保障されていれば封筒はどのような形でも構いません。
レターパックをご利用の際は配達記録が残る、レターパックプラスをご利用ください。

Q2-7. 様式1の大学院修了年度と資格認定年度についてですが、テンプレートが「年度」表記になっているため迷っております。2013年3月に大学院を修了、資格取得を行った場合は、「2012年度」で良かったのでしょうか？

- A. 様式1の大学院修了と資格認定についてですが、年度でご記入ください。
資格認定期間をお書き頂くように変更しました。2013年3月に大学院修了の場合「2013年度～2017年度」と資格認定期間をお書きください。

Q2-8. 同じ施設にいる診療看護師(NP)でまとめて申請書を送付しても良いのでしょうか

- A. 各自で申請してください。
多くの方が申請されますので、間違いがおきないように、お一人ずつ送付をおねがいします。

Q2-9. 所属先ですが、11月から新しい職場でのNP採用が決まっています。10月の申請時はNP所属では無いため新しい所属での申請でよろしいのでしょうか？

- A. 申請時所属先と11月所属予定を両方お書きいただけますでしょうか。
「予定」での受理が難しいため、お手数をおかけします。

3. 【「実践」報告書に関すること】

Q3-1. 勤務歴についてですが、病院に10ヶ月勤務経験があります。この場合、実践時間として、週40時間勤務を10ヶ月間行っていたら1600時間の実践時間があると考えて宜しいのでしょうか？

- A. はい。常勤であれば、 $8 \times 5 \times 4 \times 10 = 1600$ (時間)となります。勤務証明書で確認になります。

Q3-2. <実践>の定義として、「大学院における診療看護師(NP)教育をもとに、診療看護師(NP)資格認定を受けた診療看護師(NP)が、臨地(教育現場を含む)において、知識や技術等を駆使して、活動すること。」とありますが、現在勤務している病院では、特定行為自体にも賛成の立場を取っている施設ではなく、ましてや診療看護師としての活動は見込めない現状にあります。
条件にあります「臨地(教育現場を含む)において、知識や技術等を駆使して、活動すること。」とは具体的にどの様な事を指しますでしょうか？

- A. 実践は、診療看護師(NP)資格認定認定後あるいは更新後から5年間について所属先で実践した活動を振り返り、協議会が示す「診療看護師に必要な7つの能力※」ごとに実践概要を記載して下さい。

※7つの能力:①包括的健康アセスメント能力、②医療処置・管理の実践能力 ③熟練した看護実践能力 ④看護マネジメント能力 ⑤チームワーク・協働能力 ⑥医療保健福祉制度の活用・開発能力 ⑦倫理的意思決定能力

詳細は、「診療看護師(NP)資格認定の手引き」4. 申請書類の作成方法を参照してください。

お問合せの多い質問

Q3-3. 「診療看護師(NP)資格更新【実践】報告書(様式2)」について、「文字数は2000～2500字の範囲で作成」とのことですが、7つの能力全体で2000-2500文字なのでしょうか？能力ごとに2000-2500文字で書くのでしょうか？

- A. トータル2000～2500字の範囲で、7つの能力ごとに実践概要を記載してください。
7つの能力それぞれについて実践した内容・思考・行動がわかるように文脈にして記載してください。単語のみを箇条書きで羅列することは避けてください。

例1) 能力毎に区分けして整理する

①包括的健康アセスメント能力について……②医療処置・管理の実践能力について……

例2) 文書でまとめる 包括的健康アセスメント能力については……行った。また、……をとおして、医療処置や管理の実践能力を養った。

お問合せの多い質問

Q3-4. 「様式2 実践報告書」についてですが、記載は、様式2の点線の下スペースに記載するということでしょうか？そうすると2500字を書いた場合、とても1枚に収まりません。2ページになる場合、様式2のフォーマットをそのまま使う形が良いのでしょうか？または、別用紙で添付した方が良いでしょうか？

- A. 式2の実践報告書ですが、1枚で収まらない場合は2枚になって構いません。

Q3-5. 更新申請書類、7つの能力の記述の仕方について、どのように文章をまとめるのかイメージが中々難しくアドバイスいただけたらと思います。

例:①包括的健康アセスメント→フィジカルアセスメント・臨床推論と説明ありましたが、文章でまとめるときは実際に私自身が診療看護師として患者様に行った事を症例を挙げ記述していくという内容でよろしいでしょうか。

- A. 日本NP教育大学院協議会HPに申請様式(様式2)の実践概要「診療看護師(NP)に必要な7つの能力毎の実践内容」作成の注意点を公開していますので、お読みください。審査員は、申請者の診療看護師としての能力が、日々の活動の中で、どのように発揮されているかを「実践」として読むこととなります。自身が審査員に伝わると判断していただいた表記で結構です。

例で示していただいたように、どんな症例にどのように関わりをもってフィジカルアセスメントや推論をしているか。その実践は現場にどのような結果をもたらしているか、何例ぐらいの実践してきたか等の記載でよいです。ただし、症例の紹介に文字数を大幅に取られると実践内容が伝わりませんのでご注意ください。1例のみの記載は5年間の蓄積が見えない場合があり、記載の仕方を工夫してください。

自身の能力の使用状況、それが周囲にもたらす結果などを整理し、自身の実践能力を自己評価するように記載していただくとう理解しやすいと思います。

Q3-6. 「実践報告」の表現の仕方ですが、7つを分けて書くのが難しいので、日々の実践事例を描写して、この事例では7つの能力の内、この能力とこの能力を養っているとかの文章表現で、相手にわかるようにまとめてよろしいでしょうか？

特に在宅の場合は、密室の展開なので、具体的な事例を表現しないと、伝わらないのではないかと思います。

A. 実践報告の表記につきましては、Q&A Q3-3、4、5に記載しているとおりです。

初めての申請でまとめ方を悩まれているかと思いますが、Q3-3、4、5をお読みください。大切なのは、7つの能力が、日々の活動の中で、どのように発揮されたかの内容を記載することです。自身が審査員に伝わると判断していただいた表記で結構です。

Q3-7. NP は、臨地現場で活動をしている方が大多数と思いますが、一方で、教育現場で活動するNPも増加すると考えられます。臨床から離れると、NP資格はなくなってしまうのでしょうか？

A. 教育機関に所属し、診療看護師(NP)教育に係る講義、演習、実習の時間を実践時間としてカウントできます。しかし、これらの教育は、4.5年間で2000時間以上の実践時間として扱うため、実績のポイント(4.5年間で50ポイント以上)の報告にはカウントされません。

Q3-8. 大学で教育に携わっていますが、NP養成機関ではないため、NP教育に係る機会がありません。しかし、フィジカルアセスメントや病態生理学などの教育を行っています。NP教育でなければ実践時間にカウントできないのでしょうか？

A. NP以外の学生、認定看護師などを対象にした教育において、3P(フィジカルアセスメント、病態生理学、薬理学等)の教育(講義、演習、実習を含む)および教育の準備等を担当している場合は、実践時間として含みます。

Q3-9. 勤務先が1か所のみ勤務証明書(様式3)について、勤務期間はNP申請期間の2017年～2021年の4.5年間の期間を勤務期間 自～至として記載してもらおうのでしょうか。それとも勤務先入職後の期間のことでしょうか。

A. 申請書類は2017年～2021年の4.5年間の実践と実績について作成してください。(更新の手引き p.1 (3)2020年度更新対象者 参照)

Q3-10. 申請内容の期間が、2020年3月の年度末なのか、申請書を提出する2021年9月までなのかがわかりません。

A. 申請書類は2017～2021年度の4.5年間の実践と実績について作成してください。(更新の

手引き p.1 (3)2021 年度更新対象者 参照)

勤務期間は 審査対象の期間の勤務状況がわかれば記載方法にはとられません。
所属施設の様式があれば、それを使用しても構いません。

Q3-11. 実践時間は「2,000 時間以上」とされています。私の場合は、5 年間なので、「10,000 時間」と理解しているのですが、申請はこれでよいでしょうか？

A. 常勤として勤務期間が 4.5 年でしたら、8 時間×5 日×4 週×12 ヶ月×4.5 年＝8,640 時間となります。

申請条件としての実践時間は 2017～2021 年度の 4.5 年間で、2000 時間以上です。申請の際の証明書で、2000 時間を超えていれば問題ありません。証明書は 2000 時間分を証明できれば結構です。全勤務時間の証明書は必要ありません。実際の勤務時間どおりに申請を行ってください。

Q3-12. 勤務時間証明ですが、手引きでは「1 年間の実践時間を計算し、記入してください。」となっていますが、様式 3 では勤務期間合計 ○年△ヶ月となっています。

どちらの記載方法が良いのでしょうか

A. 勤務証明書は申込資格の「実践時間 2,000 時間以上」を確認するための資料です。

様式3を使用の場合、勤務期間となっていますので、そのまま勤務期間で記入して構いません。また、施設等の様式で時間表記をしている場合もそのまま大丈夫です。

勤務時間が確認できる書類になっていれば、表記方法は問いません。

ただし、常勤の勤務期間で申請をされた場合は、法定労働時間の 1 日 8 時間、週 40 時間で計算をします。

4. 【「実績」報告書に関すること】

I. 学術活動等について

Q4-1. 日本 NP 学会および日本 NP 教育大学院協議会が開催する研修は、東京での開催が多く、地方在住者は航空機などの旅費を要しての参加で、受講は容易ではありません。関東在住者と地方在住者で機会均等が保たれておりません。研修開催場所を各地方会(九州・中四国など)で均等に行っていただくか、Web 受講などをご検討していただきたいです。若しくは学術集会前後の日程で研修を行っていただけないでしょうか。

A. 機会均等は配慮しており、日本 NP 学会は、第 1 回は九州、第 2 回は中部、第 3 回は関東、第 4 回は東北で開催をしております。また、研修会や学会など地方会ごとに開催することも可能ですので、NP 修了生の地方会活動を活性化してください。

Q4-2. NP 学会の参加で、シンポジスト、座長などのオファーが全くありません。関与する機会を均等に与えて下さい。

A. NP 修了生が増えると均等に機会を設けることは難しいです。座長やシンポジストだけでなく、NP に関する研究発表や論文掲載でも同じ 10 ポイントがつきます。研究の公表を通じて、表彰されたり、注目されると座長やシンポジストなどで声をかけられるチャンスになると思ひ

ます。

- Q4-3.** 国際学会の参加のポイントは、その他の学会の参加のポイントになり、5点と低いポイントとなりますが、もう少し挙げていただけないでしょうか？
- A. 実績をみつつ今後の検討要件としますが、現段階では「その他の学会参加」に区分されたポイントとします。
- Q4-4.** 他学会での会長、座長、シンポジストは名誉なことから、ポイントをもう少し上げていただけないでしょうか。
- A. 実績をみつつ今後の検討要件としますが、現段階では「その他の学会参加」に区分されたポイントとします。
- Q4-5.** NP学会やNP協議会の研修は最後まで参加しなければ、ポイントの証明証等は認められないのでしょうか。
- A. 最後まで参加してポイントの証明書を受領することを基本とします。諸事情や止むを得ない理由等により、途中参加や退出が避けられない場合もあると思いますが、常識的な範囲で参加のうえ修了証や参加証を提出してください。
- Q4-6.** NP学会編集委員をしていますが、NP資格更新のポイントは委員に付与されるのでしょうか？
- A. 実績項目一覧表 I 学術活動等 1. 学会運営と参加 2) 日本 NP 学会の運営 ①日本 NP 学会役員・委員会 におけるポイント対象となります。学会からの委員会委員委嘱状(公文書: 期間・委員会名が明記され公印があるもの)が必要です。
- Q4-7.** 日本 NP 学会 ポスター発表者の査読を行いました。実績表でどの項目に該当するのか、記載されていないので判断ができません。実績表のどこに該当するのでしょうか？
- A. I-1-2) 日本 NP 学会の委員会(10点)として申請してください。査読も委員会に相当する役割と推測します。
- Q4-8.** 日本NP学会の地方会学術集会をオンライン学会の形式で開催したいと考えています。出席者には事前登録をもらい、学術集会の最初と最後に出席確認はとります。この場合、通常の学術集会を同様のポイントが付与されるのでしょうか？
- A. 通常の学術集会と同様、ポイントが付与されます。
お問合せのとおり、事前登録、出席者確認等を行ってください。また、出席者には、出席したことを証明する書類を発行してください。更新の際の提出書類になります。
- Q4-9.** Conference Series(学会)に参加しました。参加証は原本を提出となっておりますが、原本がコーティングされかなり厚い状況です。この場合、原本のコピーを提出しても良いでしょうか？
- A. コピーを送ってください。コピーとなった理由を添えて提出をお願いします。
(追加) 理由は、別紙に記載し、証明書にホッチキスで留めてください。

- Q4-10.** 診療看護師(NP)資格更新の手引き 4申請書類の作成ー7)その他の注意事項ー「(2)年月の記載は西暦を使用してください。」とありますが、様式4の記入例1は和暦となっています。誤りでしょうか？
- A. 申請書の年月記載は基本的には西暦を使用してください。ただし、申請様式4については、証明資料の日付に合わせてください。(手引き P.7 証明資料 例(例 1:①学術集会プログラム)と申請様式4の記入例1を参照) 手引きは訂正しました。
- Q4-11.** 日本 NP 学会学術集会以シンポジストを行なった場合の点数はシンポジスト 10 点＋参加 7 点として申請してよろしいでしょうか？
または高い方だけの申請になるのでしょうか？
- A. それぞれに点数をつけてください。I の1 1)④講演・セミナー講師、シンポジストは 10 点、⑥一般参加は 7 点 の計 17 点となります。申請様式4には、別々に記入し、証明書もそれぞれで提出してください。
- Q4-12.** 証明資料で旧姓と新姓表記が混ざっていますが、それはそのままでもよかったですでしょうか？
- A. 大丈夫です。様式 1 に旧姓を記載してください。また、改姓手続もしてください。
- Q4-13.** 証明資料例で、必要事項の該当箇所に下線と番号を記入とありますが、資料では赤で記入していますが、黒ボールペンで記載した方がいいのでしょうか？
- A. 赤で記載してください。
- Q4-14.** 研究発表の抄録はありますが、自分の抄録掲載ページには学会名が明記されていません。どのようにすればよいのでしょうか？
- A. 抄録の表紙と発表について掲載されているページをコピーして提出してください。
それぞれの資料の左上、「証明資料番号」の横に No.1、NO.2 と番号を記載し、一連の資料であることがわかるようにしてください。
- Q4-15.** 学会プログラムは紛失してしまった場合はどうしたらよいのでしょうか。自分が抄録に投稿した文書についてはデータで保管しています。
- A. A4用紙1枚に①学会名②発表日程③演題名を手書きし、④抄録を破棄したため必要事項を手書きした、旨を記載してください。併せて、自分の発表ページをプリントアウトしたものをホッチキス止めて提出してください。
- Q4-16.** 実績項目一覧表には、記されていないようなのですが。都道府県、各地方会で行われている研究会(学術集会)は、ポイントとして認められるのでしょうか？
地方在住なので、是非認めていただきたいのですが。
- A. 各地方会での研究会や学術集会はポイントが付与されます。
更新Q&A Q4-1で触れていますが、「研修会や学会などブロックごとに開催するところも可能ですので、NP 修了生のブロック活動を活性化してください。」に該当します。
申請に必要な書類は、日本 NP 学会学術集会と同様です。

Q4-17. NP 学会以外の学会一般参加は 5 点の点数をいただけるとなっておりますが、NP 学会以外の地方会(医師向けのもの)の参加も同様に 5 点いただけるという認識でよろしいでしょうか？

- A. 学会主旨や内容など、NP 実績への関連性等を申請内容から判断します。
申請の際は、ポイントとして計上して構いませんが、内容によってはポイント付与ができない場合もありますので、ご了承ください。(ポイントに余裕を持って申請してください。)
学会主旨や内容など、NP 実績への関連性等がわかる情報を添えて申請をしてください。

Q4-18. 証明資料は、基本的に様式5に貼付することになるのでしょうか？参加証などは貼り付け、A4 サイズの公文書等はホチキスでとめるといった解釈でよろしいでしょうか？

- A. 証明資料は、様式4の「証明資料番号」欄に記載した証明資料番号を記載し(P7参照)、様式5を表紙にして様式4への記載順にホチキスで留めて提出してください。(手引き p.6) 証明書がA4サイズであれば、そのまま提出してください。
A4サイズ以外であればのA4サイズの用紙に貼付してください。(様式5を使用しても構いません。)
証明資料ごとに整理した後、すべての証明書をひとまとめにし、様式5を表紙に付けてください。

Q4-19. 学会発表を申請する際のプログラムも、原本を切り取って提出するという解釈でよろしいでしょうか？

- A. 学会発表をされた場合ですが、抄録の表紙と発表について掲載されているページをコピーして提出してください。
それぞれの資料の左上、「証明資料番号」の横に No.1、NO.2 と番号を記載し、一連の資料であることがわかるようにしてください。

Q4-20. NP 学会地方会は、学術活動の NP 学会として良いのでしょうか。

- A. NP 学会地方会を NP 学会の活動として申請できます。
指定された資料を添えて申請してください。

Q4-21. 実績報告書の証明書類に、申請される方の名前と所属が明記されている書類、となっております。

保育園待機児童問題などで勤務ができず、所属がない状態で学会に参加した年度があるのですが、そのような場合、証明書類は無効となるのでしょうか？

- A. 実績報告書の証明書類に、申請される方の名前と所属が明記されている書類と書かれています。手引きでは、証明書類の公文書は、申請される方の名前と所属が明記されている書類(p.6)となっています。
証明書類で公文書が必要なのは、役員・企画運営委員、座長や講師、シンポジスト等として出席した場合です。研究発表や一般参加の場合は公文書は必要ありません。
また、所属がない時に上記の立場で出席した場合、ご本人の名前入りの公文書があれば大丈夫です。公文書の空いたスペースに「所属がなく、個人で受諾した」と記載しておいてください。

Q4-22. 自己研鑽に関する活動として学会参加や教育貢献などが対象となっていますが、私は2018年から2020年の2年間、再度大学院(修士課程)に進学しております。大学院進学は自己研鑽の対象にはならないのでしょうか？

大学院は厳しい倫理審査と通した修士論文の作成もしておりかなりの時間、コストも費やします。今後も機会があれば博士課程の進学も考えておりますので大学院進学も自己研鑽の対象として検討いただければ幸いです。

A. 大学院進学という事実だけで、実践者の実績として読み取るのが難しく、内容をお出しいただくことが重要だと思います。

大学院履修中に実施している、NPの実績にみあう教育学会活動・研究報告などをお出しいただくことが実績ポイントに直結します。そのように書類作成をお願い申し上げます。

ただし、学問領域や関係性がNPと異なる・NP実績に繋がりにくい、と審査員が判断した場合は、ポイントとして認められない可能性があります。

II. 教育活動等について

Q5-1. 病院の特定行為研修センターの研修者の課題レポートの添削を1年間しました。この場合、実績項目はどこに当てはまり、ポイントは何点になりますか。添削の期間や研修者の人数、添削に要した時間などはどのように反映されますか？

A. 実績項目一覧表のII教育活動等、1教育 2)看護職への教育活動 ①講義、演習、講演、研修の実施の内容に該当し、点数は10点になります。研修を実施した実績を証明する期間・時間については証明資料の提出が必要です。研修者の人数は点数には反映されません。

Q5-2. 特定行為研修者に対する教育研修、実習などは、NP教育活動の一環として認められますか？

A. NP教育活動として加点できます。

Q5-3. 看護協会の訪問看護師への人材育成テキスト作り(フィジカル)に、かかわっております。教材作りに参加した場合は、更新ポイントになるのでしょうか？

A. 実績項目一覧表 II教育活動等 1教育 2)看護職への教育活動ポイントの対象になります。

Q5-4. 看護基礎教育で、教材作りのDVD作成にかかわっています。内容的には、NP教育というよりは、看護基礎教育分野ですが、この内容も更新のポイントになりますか？

A. 資格更新実績表 II教育活動等 1教育 2)看護職への教育活動ポイントの対象になります。

Q5-5. 当院のNP3名で症例報告会(勉強会)の開催を考えています。その場合、ポイントをつけることは可能でしょうか。

A. 実績項目一覧表 I学術活動等 2研究活動 1)NPに関する研究 ④診療看護師(NP)による研究会への申請により認定されれば付与されます。研究会としての認定基準を満たすこ

とが必要となります。勉強会の開催内容を②研究会資料(チラシ、プログラム、講演、発表、報告資料)を参考にして認定申請してください。

Q5-6. NP研究会を開催しますが、NP協議会へ研究会の後援申請等はしていませんが、ポイント付与されると考えて宜しいでしょうか？

A. 実績項目一覧表 I 学術活動等 2 研究活動 1)NP に関する研究 ④診療看護師(NP)による研究会への申請により認定されることにより付与されます。研究会としての認定基準を満たすことが必要となります。勉強会の開催内容を②研究会資料(チラシ、プログラム、講演、発表、報告資料)を参考にして認定申請してください。

Q5-7. 「NP に関する教育活動」は、診療看護師(NP)や診療看護師(NP)学生への教育活動のみが対象ですか。看護師に対して、講義、演習、講演、研修を行った場合は含まれないのでしょうか？

A. 看護職を対象とした場合も、ポイントはつきません。教育の区分では、診療看護師(NP)を対象とする場合と、看護職を対象とする場合に、集計結果を出す等のために、便宜的に区分しております。診療看護師(NP)や診療看護師(NP)学生でも看護職を対象とする場合でも、ポイントは同じ 10 点となります。

Q5-8. NP 資格のポイント制度の中に講義担当 10 ポイントというのがありますが、これは 1 コマ当たり 10 ポイントなのでしょうか？

A. 実績項目一覧表 II 教育活動等 1 教育 1)NP に関する教育活動 ②講義、演習、講演、研修の実施、30 分を 5 点、60 分を 10 点、90 分の場合は 15 点のポイントがつけます。①公文書、②講演資料、③研修資料、④シラバスの該当頁より、いずれか 1 点を提出してください。なお、教育活動は看護学生対象のものはポイント対象となりません。

Q5-9. 教育活動で 60 分に満たない講義時間は切り捨てとなりますでしょうか？

A. 30 分で 5 点つけます。ただし 45 分の場合も 5 点となります。

例)40 分 2 回の場合は時間を足し 60 分が 10 点なのでポイントがつけます。20 分が切り捨てになります。証明書類として、①公文書、②講演資料、③研修資料、④シラバスの該当頁より、いずれか 1 点を提出してください。

Q5-10. NPに関する教育活動について、講義、演習、講演、研修の実施は、NPのみでしょうか？ また、特定行為研修の指導者として関わった場合は、看護職の教育の加算に分類されますか？

A. NPに関する教育活動は、診療看護師(NP)および NP コースで就学中の学生が対象となります。特定行為研修の指導者として関わった場合、看護職への教育活動となります。

Q5-11. 看護職への教育活動で、講義、演習、講演、研修の実施がありますが、時間数に関係なく1件当たり 10 点に加算できますか？

A. 本資格更新Q&AのQ5-7とQ5-8をご参照ください。

Q5-12. 以前に NP として院内の看護師に講義を行いました。その際の講師依頼の書面はありますが、押印がありません。作成した資料等も USB を紛失したため、残っていません。この場合、どのように申請をすればよいのでしょうか？

A. 講師依頼をされた機関に、「講義を間違いなく実施した」という講義証明書を発行していただくのが 確実です。しかし、それも無理であれば押印のない書面を提出してください。おそらく審査疑義になることが予測され、承認されるかどうかの確約は回答できません。

Q5-13. 「NPでない特定行為研修者」に対して特定行為の「実習指導の実施」をしたときにどのような加算になるか、検討いただきたく存じます。(Ⅱの看護職への教育活動のなかには「実習指導の実施」が含まれていませんので)

A. 実績項目一覧表のⅡ教育活動等、1教育 2)看護職への教育活動 ①講義、演習、講演、研修の実施 の研修の実施に該当します。証明資料として①公文書、②講演資料、③研修資料、④シラバスの該当頁より、いずれか1点を提出してください。

Q5-14. 「NPに関する教育活動」で「実習指導の実際」とありますが、NP 学生の実習のみでしょうか?大学や専門学校で看護学生や認定看護師等の実習指導は該当しないでしょうか。

A. NPに関する教育活動には該当しませんが、看護職への教育活動には該当します。看護学生は対象になりません。看護職への教育活動の実施に該当するものは10点のポイントになります。

Q5-15. NPに関する教育活動についても点数が加算されるようになっておりますが、所属施設が実習施設ではないため、関わることはできません。

A. 所属施設において、NPを対象にしなくても、一般の看護職に対して、教育活動を行った場合は、10点のポイントがつきます。他施設で看護職を対象にしてもポイントはつきません。

Q5-16. 研修の「その他の学会等が実施する研修」とは、どのような学会の研修参加でも良いのでしょうか？

A. NPと関連しない学会であっても学会の名称があれば、ポイントは5点つきません。どのような学会の研修に参加したのかが明確になるように、参加証、修了証、受講証、領収証のいずれか1点を実績報告書にコピーを張り付けて、提出してください。なお、実績報告書に、研修名や開催日時、主催者、開催場所を記載してください。

Q5-17. 「その他の学会等が実施する研修」の詳細や除外される研修は決まっていますか？

A. 研修の範囲は広くとらえています。プライベートな自己学習や学習会は含みませんが、公に開催されている研修会を想定しています。地方会ごと、また地区ごと、施設を超えた研修会は、公の研修会として認められます。

Q5-18. 所属先から他病院に講師派遣された場合、証明書の発行は、所属先と派遣先の施設のどちらかの証明書が必要かなどの規定がありますか。

A. お問い合わせの書類について、現在、細かな規定はありません。証明書の発行する施設は、所属先もしくは派遣先の施設とご相談の上、更新審査の対象となる期間の実績が証明できる書類を発行してもらってください。

Q5-19. 地域によっては、NP の役割の認知拡大の研修の必要性もあります。NP に関する研究でもなく、教育活動でもない内容で、研修会の運営や、参加をする場合はどこに区分されるのでしょうか。

A. NP の普及活動や認知の拡大等に関する研修の運営は、「NP に関する教育活動」の「講義、演習、講演、研修の実施」【実績項目一覧表のⅡ-1-1) -②】に該当します。また、NP の普及活動等に関する研修の参加の場合は、「その他の学会等が実施する研修」【実績項目一覧表のⅡ-2-2) -①】に該当します。

また、実績項目一覧に該当するものがない場合や、わからない場合は、事務局にメールでお問い合わせください。

Q5-20. NP 養成機関が少ない地域、交通のアクセスが非常に悪い、研修会が少ない、研修会への参加が困難な環境など、ポイントの取得が厳しい状況がある場合と、複数の NP が活動する施設等では施設内で研修を開催し容易にポイントに結び付く場合があります。自助努力の限界を生じる環境の NP に対する配慮をしてほしい。

A. ポイント加算の機会には、学会や研修会の参加だけでなく、論文発表、一般看護職への教育活動なども含まれています。地域による困難さは理解できますが、一律に平等にすることは困難です。自分ができることをしっかりと考え、力をつけていただくようお願いいたします。

Q5-21. 更新制の起算日は 2017 年 4 月 1 日となっていますが、その以前の 2015～2017 年度の NP としての活動や実績によって、今日の NP 学会や研究会につながったと思います。

このような活動をお認めいただけますよう、ご検討をお願い致します。

A. 2017 年 4 月 1 日以前の活動についてのポイントは原則認めません。

Q5-22. 特定行為に関わる指導者リーダー研修に参加しました(Ⅱ-2-2-①になります)

修了証には開催場所、時間が明記されていないため、開催要領も証明資料として添付しますが、それでよいでしょうか。(その際は開催要領を No.1、修了証を No.2 と記載する形でしょうか)

A. はい、修了証に開催要項のコピーを添えてください。

それぞれの資料、左上に「証明資料番号」の横に No.1、NO.2 と番号を記載し、一連の資料であることがわかるようにしてください。

Q5-23. 特定行為に関わる指導者リーダー研修の時間が 9:30-17:10 となっています。休憩時間は昼を含めて 75 分なのですが、その場合カウントはどのように考えたらよいでしょうか(7 時間近くの研修でした。60 分を 1 件とすると、5 点×7=35 となるのでしょうか。)

A. 研修への参加は、1 回の研修に 5 ポイントであり時間による加算はありません。(「実践項目一覧表」参考)

手引きの例に、研修の時間が反映されるかのような表記があり、申し訳ありませんでした。正しくは「実践項目一覧表」をご覧ください。特定行為に関わる指導者リーダー研修に参加(Ⅱ-2-2-①)の場合 5 ポイントとなります。

Q5-24. 大学病院に勤務していますが、大学院と同じグループ内ですので、NP 学生への実習指導や院内で行われる講義について 公文書を取り交わしておりません。その場合は公文書以外に何をお示しすればよいですか。

A. 審査委員は提出された資料で判断をします。

講師依頼をされた機関に、「講義を間違いなく実施した」という講義証明書を発行していただくのが 確実です。しかし、それが無理であれば講義を行った日時・場所等と証明がとれない理由を記載した書面に、シラバスや講義を行った際の資料等を付けて提出してください。

おそらく審査疑義になることが予測され、承認されるかどうかの確約は回答できませんので、ポイントに余裕をもって申請してください。

6. 【更新延長審査について】

Q6-1. 妊娠・出産・育児期間は更新を猶予する制度は検討していただけませんか。

A. 資格認定更新延長審査を実施いたします。詳細は「診療看護師(NP)資格認定更新延長審査の手引き」をご参照ください。